



# 養蜂振興法に基づき、飼育届の提出が必要です

- ミツバチを通年で飼育されている方
- はちみつやミツバチ等を譲渡または販売されている方は  
毎年1月中に、飼育届を住所地の都道府県に提出してください。  
(手数料はかかりません。)

※愛媛県の場合は、住所地の市町を経由して提出していただいております。

届出についての詳細は、最寄の地方局へお問い合わせいただくか、県ホームページを御覧下さい。

なお、花粉交配用等にミツバチを県内から県外へ、県外から県内へ移動させる場合は転飼届の手続きが必要となりますので御注意ください。

## 花粉交配用にのみミツバチを飼育される方は届出は不要です

花粉交配用に必要な群数のミツバチを数週間～数ヶ月間のみ、一時的に飼育されている方に限ります。



- ・花粉交配用に使用したミツバチは、そのまま放置すると、ミツバチの病気の原因となります。養蜂業者への返却あるいは焼却等を行い、必ず、適切に処置してください。
- ・花粉交配での利用中は、適切な衛生管理をお願いします。
- ・異常があれば、最寄の家畜保健衛生所に相談してください。

園芸農家



貸出等の場合



養蜂業者に返却

買い取りの場合



焼却等

窓口	担当係	電話
(届出) 各地方局農業振興課	農業振興係	【東予】0898-68-7322 【中予】089-909-8761 【南予】0895-28-6145
(衛生管理) 各家畜保健衛生所	家畜防疫グループ	【東予】0897-57-9122 【中予】089-990-1333 【南予】0894-62-0026

届出について(様式がダウンロードできます)

愛媛県庁ホームページURL: <http://www.pref.ehime.jp/> 、二次元コード→  
申請書等ダウンロード > 組織別一覧 > 畜産課 > 養蜂振興法関係

